

令和元年第 1 1 回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会

1. 招 集 令和元年10月18日(金)午前9時30分
2. 開 会 令和元年10月18日(金)午前9時30分
3. 閉 会 令和元年10月18日(金)午前10時07分
4. 出席委員 北田 千秋教育長
尾崎 靖二教育長職務代理者
亥埜 誠治委員
伊丹 香寿美委員
長谷川 深雪委員
5. 事務局 大湾喜久男 教育次長兼教育総務室長兼学校教育部長・和久田寿樹 学校規模適正化室長・内山美智子 学校教育部付部長・竹田和之 生涯学習推進部長・本多章博 生涯学習推進部次長・佐竹利和 教育総務室長代理・殿山泰央 学校規模適正化室長代理・木村浩幸 学校管理課長・寺本憲昭 学校給食センター所長・福田美樹 社会教育課長・真鍋成史 社会教育課長・平井正喜 図書館館長・川村光子 図書館課長・岡本太一 青少年育成課長代理
6. 議事日程

日程 1	会議録署名委員指名
日程 2	会議時間決定
日程 3	報告第8号 教育長の報告について
	議案第20号 交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に対する意見を市長に申し出ることについて
	議案第21号 交野市立図書館条例施行規則の一部改正について

7. 議事内容

北田教育長

皆さんおはようございます。先日は、大変暑い中、運動会・体育祭の視察、ごくろうさまでした。直前まで、お天気の心配をしていたのですが、本当に、良いお天気でした。

では、只今から、令和元年第11回教育委員会定例会を開催したいと思います。

開催の前に事務局から本日の出席状況を報告願います。

佐竹室長代理

出席状況を報告いたします。本日の出席者は5名でございます。同時に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は、成立いたしますことをご報告いたします。

北田教育長

報告はお聞きのとおりです。

次に、本日のこの会議でございますが、地教行法第14条第7項の規定により公開にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし

北田教育長

ご異議がございませんので、公開したいと思います。

本日、2人の傍聴希望がございますので、傍聴を許可したいと思います。事務局、準備をお願いします。

只今から、令和元年第11回教育委員会定例会議を開催いたします。

それでは、本日の会議は、お手元に配布しております議事日程に従い、進めたいと思います。

まず、日程1「会議録署名委員指名」を議題といたします。会議録署名委員の指名につきましては、交野市教育委員会会議規則第20条の規定に従い、教育長が指名することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

北田教育長 ご異議がありませんので、長谷川委員を指名します。
次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。
会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

北田教育長 ご異議がありませんので、只今から午前10時30分までといたします。
続きまして、日程3報告第8号「教育長の報告について」を議題といたします。報告事項1『「交野市立第一中学校区における魅力ある学校づくり事業」の進捗状況について」、所管課より説明をお願いします。

殿山室長代理 まず、配布資料の確認をさせていただきます。
資料は4点ございます。参考資料9-1、新設校舎整備参考資料、参考資料9-2、地域協議会で出されたプランごとのメリットデメリット、参考資料9-3、地域協議会で出されたデメリットの解決策(案)、「かたの あしたのがっこう」講演会 アンケート結果4枚、の4つの資料になります。引き続き、進捗状況の説明をさせていただきます。

それでは、「交野市立第一中学校魅力ある学校づくり事業」について、前回の9月定例会に引き続き進捗の説明をさせていただきます。

先月の教育委員会定例会では、現在「かたの あしたのがっこう」の取組みについて、大きく分けて3つの意見聴取の場を設けて進めているという内容をお伝えさせていただきました。また、そのうち、主に仮設校舎や通学路、工事期間や学校区における課題への対応について意見交換を実施しています「地域協議会（通

称1年1組)」におけるワークショップについて、実施いたしました第1回から第3回までの途中経過をご報告させていただきました。

9月25日（水）に開催いたしました第4回までに出た内容につきまして、取りまとめのうえ、10月8日（火）の学校教育審議会「学校の在り方、適正配置」部会の第2回へ資料と共に提示し、ご審議いただいているところでございます。

まず、学校教育審議会での進捗について報告させていただきます。第2回審議会部会で提示いたしました資料と説明内容についての報告です。

参考資料9-1「新設校舎整備参考資料」をご覧ください。

こちらでは、A-1案、A-2案、B案、C-1案、C-2案の5案の具体的な特徴について説明いたしました。

通学距離ですが、工事期間中の通学距離に関しては、Aの2つの案は現在の交野小学校敷地に現在の交野小学校の児童が通学することから、通学距離に変わりはありませんが、B案・Cの2つの案になると通学距離が長くなる地域が出てきます。新校舎整備後はA-1案からC-2案ともに通学距離が長くなる地域が出てきます。

工事期間中の騒音・振動による学校への影響につきましては、工事期間中は、A-1案とA-2案の2つの案は、学習する児童と同一敷地内での新築校舎の整備工事となるため、騒音・振動の影響や、工事車両の出入りなどに対する注意が必要となります。B案とC-1案・C-2案の3つの案についてですが、B案は交野小学校の児童も長宝寺小学校へ通学し、Cの2つの案は第一中学校へ通学することとなるため、新築校舎の整備中の騒音・振動による影響はなく、また、工事車両の出入りなどに対する注意は必要ありません。

工事期間中の敷地周辺環境につきましては、整備期間中の校舎、グラウンド、体育館、プール等の使用に関しては、A-1案は、仮設校舎を交野小学校グラウンド（南側）に設置するため、新築

校舎は北側配置以外に選択できなくなり、またグラウンド、体育館、プールは「いきいきランド交野」や「私部グラウンド」の施設を使用する必要があります。

A-2 案は、北側の既設校舎を使用しながら、新設校舎を南側に配置、整備することから、南側配置以外に選択できません。グラウンド、体育館は「いきいきランド交野」や「私部グラウンド」の施設を使用する必要がありますが、プールは既設の交野小学校プールを使用することはできます。

B 案は、長宝寺小学校の施設を使用しますので、特別教室や多目的室、ランチルームや放課後児童会など、必要となる部分の面積だけ、長宝寺小学校の中庭に仮設校舎を建てて使用する必要があります。また、交野小学校敷地の新築校舎の配置は設計に応じて南側にも北側にも選択が可能となります。

C の 2 つの案は B 案と同様に、交野小学校敷地の新築校舎の配置は設計に応じて南側にも北側にも選択が可能となりますが、C-1 案と C-2 案ともに第一中学校のグラウンドに仮設校舎を建てて使用するため、小中学生のグラウンド、小学生用体育館は「いきいきランド交野」や「私部グラウンド」の施設を使用、プールは中学生用の既設プールを使用し小学生用の仮設プールを整備するか、あるいは「いきいきランド交野」のプールを使用する必要があります。

長宝寺小学校の小規模化の解消につきましては、長宝寺小学校の小規模化についてですが、A-1 案・A-2 案・C-2 案は、交野小学校敷地の新築校舎が開校するときに解消され、B 案・C-1 案は、工事着手と同時に解消されることとなります。

工程及び工期・建設費につきましては、工程及び工期・建設費についてまとめて説明いたしますと、A-1 案と A-2 案のこの 2 案は工事敷地内の工区を分けて施工することから工程が複雑になります。A-2 案は、工事敷地内に仮設校舎がないため、A-1 案よりも工期は短くなるものの、B 案・C の 2 つの案の 3 案よりも工事敷地内の工期は長くなります。

B案の長宝寺小学校の仮設校舎は、A-1案・C-1案・C-2案に比べ最少面積となり、仮設校舎の工期も最も短くなるとともに、工事敷地となる交野小学校敷地内の工期はC案と同様に最も短くなります。また、仮設校舎が最低限の面積で使用可能となるため、他の4案に比べて建設費が最も安価となります。

C案は、B案と同様に工事敷地内に仮設校舎が無いことから工程がスムーズになりますが、建設費は第1中学校のグラウンドに建設する小学生用の仮設校舎を含むと高くなります。

工事敷地内の新校舎の最短工事期間は、概算でB案・C案が約3年、A-2案が約3.5年、A-1案で約4年となります。また、工事敷地外に仮設校舎を設置する最短工事期間は、概算でB案が約2か月C-1案で約5か月、C-2案で約4か月となります。

次に、工事期間中に児童生徒が学ぶ教育環境として望ましい校舎配置を検討し、A-1案からC-2案までの5つのプラン案について、地域協議会で話し合ったメリット・デメリットを取りまとめたものが参考資料9-2「地域協議会で出されたプランごとのメリット・デメリット」になり、また各プラン案のメリット・デメリットとデメリットの解決策をまとめたものが参考資料9-3「地域協議会で出されたプランごとのデメリットの解決策（案）」の一覧になります。黒字が行政で検討する解決策（案）、赤字が地域・保護者で検討する解決策（案）として記載しております。

参考資料9-2「地域協議会で出されたプランごとのメリット・デメリット」の各プラン案のデメリットについて番号を付けており、その番号に対応するデメリットの解消方法が参考資料9-3「地域協議会で出されたプランごとのデメリットの解決策（案）」のデメリット番号となっています。

特に、通学路に関して懸念される意見が多く上がっており、トレーニングパトロールの実施や老人会、自治会の協力を得て見守るなど児童見守り隊を結成することやボランティアによる見守りなど、地域が主に取組みを検討する解決策について多くのご意

見をいただいております。また、行政や学校が主に取り組みを検討することとして、通学専用道路の整備、工事期間中のいきいきランド交野・私部グラウンドまでの専用歩道の設置や、不審者対策として防犯用カメラを設置するなどといった解決策を列挙しています。

第2回「学校の在り方、適正配置」部会では、現在この内容にてご審議を進めていただいております。

以上が、学校教育審議会での進捗についてです。

最後に、10月6日に開催いたしました「かたの あしたのがっこう」講演会について、ご参加くださいました教育委員の皆様、ありがとうございました。

今回の資料には、参加者アンケートを取りまとめて添付させていただいております。大半が「満足」または「ほぼ満足」とのご回答をいただいておりますが、こちらの内容につきましても、今後の「魅力ある学校づくり」事業の取組みを進めるうえで参考にしてまいりたいと考えています。

以上、「交野市立第一中学校魅力ある学校づくり事業」の進捗報告でございます。

北田教育長

説明は終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

亥埜委員どうぞ。

亥埜委員

今後も協議されると思いますが、これを見る限り B 案と C 案がデメリットが少ないですね。

先日、川崎市に視察に行ったときにも校長先生が言われてたのは、圧倒的にメリットが多い方がいいと言われていました。

これは私の意見ですが、B 案と C 案に、絞られるのかと思いますが、それなのに他の案を交えてこれから協議していくのもどうなのかと思います。ある程度は絞って、後は二者択一のような絞り方をしていた方がいいのではないかと思います。

北田教育長 他に、質疑はございませんか。
長谷川委員どうぞ。

長谷川委員 資料9-1のC案、一番下の行にどちらも「第一中学校の生徒の学校生活に影響する」、これをデメリットとして上げていないのはどうしてですか。

殿山課長代理 メリット・デメリットの一覧表9-2・9-3につきましては、これはあくまでも地域協議会の方が出された意見になりますので、出された意見については、すべて取りまとめの上という形になります。

長谷川委員 一中生徒たちの生活が、授業もそうですしクラブ活動もそうだと思いますが、焦点にはならなかったんですか。

殿山課長代理 地域協議会の中では、意見は出ませんでした。

長谷川委員 それはどのように思われていますか。

殿山課長代理 9-1につきましては、事務局でA-1案、A-2案、B案、というものを下させていただいて、その次にC案が出てきました。
そのC案につきましては、地域協議会で一中に仮設校舎を建てたらいいのではないか、という意見が出たので前回までの報告はそれでさせていただいております。その中でも交野小学校の児童を受け入れる仮設校舎だけを建てればいいのか、という案と、プレー貫校として長宝寺小学校の児童も全部含めて、開校に向けて3校の児童生徒を集めてしまった方がいいのではないかという、この2案がありました。ですので出てきたものについてはすべて列挙した上で事務局として考える特性の一覧をまとめた上で、みなさんにご意見をお伺いしておりますので、出なかったことに対しても、「出なかったんだな」という結果になります。

す。

北田教育長 事務局の意見とかが入っていなくても、出た意見をそのまま、まとめているということですか。

殿山課長代理 9-1については、事務局として意見を淡々とまとめたものですが、9-2、9-3はあくまでも地域協議会で出された意見を取りまとめたものになります。

北田教育長 事務局としたら、一中に校舎を建てると第一中学校の生徒に影響があるだろうなと思うけども、地域協議会ではそういった意見は出なかったということですね。

他に、質疑はございませんか。

伊丹委員どうぞ。

伊丹委員 個人的意見になると思いますが、先日、川崎市に視察に行かせていただいたときも、建物を新設して複数の学校のお子さんが一度に初めてそこで一緒に勉強するとなると、新設した学校のシステムをつくるということと、子どもたちが一緒に初めて勉強するというところの2つがあって、最初は大変だとお伺いしたと思うので、もともと目的として長宝寺小学校の小規模化を解消するというところがあるなら、いきなり新しくなって一緒にしましようというよりは、建設中にも一緒に勉強できる環境をつくっておいて、少しでも新しくつくった学校になれるということ以外の部分のデメリットを解消できる状況がいいと思うので、私としてはB案かC案がいいのかという気はします。

亥埜委員 整備期間中は、音の問題は大丈夫ですか。

殿山課長代理 9-1で書かせていただいておりますように、新築校舎整備中の騒音・振動の影響につきましては、A-1・A-2案は、騒音・振動は影響すると書かせていただいております。B案とC案につい

ては他の既存施設に通学することでもあるため影響しないという書き方をさせていただいております。それに対して9-2の資料になりますが、当然、地域協議会でも騒音・振動の中での授業、ほこり・臭気の影響は気になるとA-1案では出ております。

また、A-2案でも騒音・振動の中での授業、ほこり・臭気の影響、これについては懸念される声は上がってきております。そして、9-3そのデメリットに対してどのように対応するのか、みんなはどう考えますかというところで、9-3の資料になりますが、工事期間中の騒音・振動に対してデメリットの解決策というものが、皆さんの意見から上がってこなかったというのが、空欄になってございます。ですので、出てくるのは地域協議会の皆さんもご理解されているのかという所もございますので、デメリットに対する解決策がないということであれば、それに対して一つA案、居ながらの施工を考えると、夏休み期間中であるとか、長期休業中に大きな工程を持ってくることになりますので、到底ではないですが、この最短工期には収まらなくなります。

尾崎教育長職務代理者　今の事に関連して、仮設校舎をつくる時にも騒音が発生し、新校舎をつくる時にも騒音が発生し6年間も騒音が発生しているということになるんですか。

殿山課長代理　最短の工事期間で、一気に仮設校舎から新設校舎の建設と、造成関係もすべてやるとすれば4年という話になります。

尾崎教育長職務代理者　4年ぐらいなんですね。

殿山課長代理　全ての工事を一発でやれたとして4年です。最短の概算ですね。

尾崎教育長職務代理者　ここにいる方は誰も経験されていないと思いますが、私は交野小学校に昭和49年に新任で就任したときに、北校舎に6年生の

担任でおりまして、今の運動場には木造校舎があって、今の建っている校舎が新校舎ですが、あの建築は、おっしゃるとおり夏休みだけで終わるはずがなくて、ずっと真横で工事をしていましたので後ろまで私の声は届きませんでした。私の経験から言うと、交野小学校に非常な負担をかけるということになるのではないかと懸念いたします。あの騒音は耐えられないです。あの騒音は1年間だったのでまだましでしたが、これは3年、あるいは4年ですのでどうかと思います。そういったことも要素としてお考えいただきたいです。

もう一点は、伊丹委員がご指摘されました、小中一貫教育としての中身の問題ですよね。その問題として、よりふさわしいのはC-1案ですよね。3つの学校が1つの敷地内において共に生活をし、学び、しんどいこともあるだろうけど一緒にやろうという、そのことについては、各学校のお考えもあるでしょうし、こんなことでこういう中で、小中一貫教育を進めるといふ難しさがあるということであれば、C-1案というものは、そうは言えないだろうと、むしろそうであればB案で小学校だけはむしろ一緒にしてその間に絆を深めて、3年間の間に次の小中一貫に備えるという考えもありましょうし、小中一貫教育の教育内容としてはどうなのかということも、特に学校の意見は大事になると思うんです。そういったことも是非入れていただいて、よりいい物をということなんです。

もう一つは、A案の良さは、通学路が変わらないという一番保護者が心配な通学途中の安心安全が確保されるということですが、しかしそのことは他のことから比べると価値としてどうか、重要性としては低くなるのか、そうするとその代替するいろんな案が出ていますが、どこまで可能なのかということも十分検証していただいて、本当に可能なのかということも吟味いただいて、これからの学校教育審議会での議論を深めていただきたいと要望いたします。

北田教育長 他に、何か質疑はございませんか。
長谷川委員どうぞ。

長谷川委員 登下校の安全確保について、保護者の方は神経質になると思うんですが、このデメリットの解決策を見ると、ほぼボランティアに頼る形と見受けられました。PTA の形でさえ、今、形が変わってきているところに PTA の協力を得るとか、自治会そのものが高齢化でどうこうと言っているところが多い中で頼るとか、これはほぼ見た印象ではどれも実現不可能かという印象を受けました。これで話が進んでいって、これをやりましょうという方が相当数出てくる何か見込みはあるのかというのが率直な意見です。

そこは地域の皆さんにお願いしますというのではない、別の方法を考える必要があるのかという印象です。

北田教育長 地域協議会で出た意見を載せていただいているということですが、メリット・デメリットをどのように解決するかということになってきますが、意見を出してもそのままになってしまうと、今度は地域協議会は何のために意見を聞いているのかということになるでしょうし、では、この意見を実現できそうなのかというと難しいものが多いですし、その辺で最終的に地域の方に納得していただけるのかが一つの課題だと思います。

最終的には行政の判断として、責任として、これにしますと決めて進めないといけないと思いますが、その中で学校教育審議会も含めて知恵を出して、できるだけ子どもたちの課題が少ないように、あるいは一貫教育に向けていい形で準備できるようにしたいと思います。

他に、何か質問はございませんか。

各委員 質疑なし

北田教育長 質疑なしと認めます。それでは、報告事項1『「交野市立第一中学校区における魅力ある学校づくり事業」の進捗状況について」を終わります。

次に、議案第20号「交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に対する意見を市長に申し出ることについて」を議題といたします。所管課より説明をお願いします。

岡本課長代理 議案第20号 交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に対する意見を市長に申し出ることについて、ご説明いたします。

条例の改正箇所につきましては、新旧対照表を添付しておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

今回の条例の一部改正は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の省令を一部改正されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件について、所要の改正を行うものでございます。

改正点は、第10条第3項に規定しております放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないと規定しておりますが、

今回の改正は、都道府県知事の他、地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長も研修を実施できるよう省令が改正されたため、市条例に条文を加えるものでございます。

この改正を受け、交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項に規定しております放課後児童支援員の資格要件に、地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したのも加えるものでございます。

なお、施行日につきましては、12月議会で「交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」が可決されたのちに、公布の日より施行し

たいと考えております。以上、簡単ではございますが、議案第20号交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に対する意見を市長に申し出ることについて、の説明は以上でございます、よろしくご審議申し上げます。

北田教育長 説明は終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

各委員 質疑なし。

北田教育長 質疑なしと認めます。
それではお諮りいたします。議案第20号「交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に対する意見を市長に申し出ることについて」、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

各委員 異議なし

北田教育長 異議なしと認めます、よって本件については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第21号「交野市立図書館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。所管課より説明をお願いします。

川村課長 交野市立図書館条例施行規則の一部改正について、ご説明させていただきます。

令和元年12月1日より交野市立星田コミュニティーセンター図書室の機能を交野市立星田会館に移動することから、交野市立図書館条例の一部改正をお願いするものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

第2条第2項の交野市立星田コミュニティーセンター図書室

の名称と位置を交野市立星田会館図書室とその位置に改正します。第3条交野市立星田コミュニティーセンター図書室を交野市立星田会館図書室に改正いたします。施行は12月1日よりいたします。説明は以上でございます。よろしくご審議お願い申し上げます。

北田教育長 説明は終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

各委員 質疑なし。

北田教育長 質疑なしと認めます。
それではお諮りいたします。議案第21号「交野市立図書館条例施行規則の一部改正について」、原案のとおりで可決することにご異議ありませんか。

各委員 異議なし

北田教育長 異議なしと認めます、よって本件については、原案のとおり可決されました。
以上をもちまして、第11回教育委員会定例会の案件全てが終了いたしました。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長

委員
